原子力行政に係る安全対策の見直しを求める意見書

東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所の事故は、広範囲にわたって大量の放射性物質の拡散を招き、平成11年の原子力災害対策特別措置法制定後、初めて原子力緊急事態宣言が発令される深刻な事態となっている。

事故発生以来、国の「防災指針」の想定を超える事態が発生しており、3か月以上を経過した今なお事態収束の目途は立たず、広範囲にわたる多数の住民が避難生活を余儀なくされているとともに、農林漁業産物の汚染や風評被害の深刻化など、その影響は日本全体に広がっている。

島根原子力発電所から 30 km圏内に位置する雲南市においても、原子力事故に対する大きな不安が広がっている。

島根県は全国で唯一、県庁所在地に原子力発電所が建設されており、今回のような事故が起きた場合の被害、またそれに伴う影響は計り知れないものがある。

島根県におかれては、安全で安心な県民生活のために下記事項について、万 全の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1. 福島原発事故の現状に照らし、EPZの拡大を図るよう国に働きかけると 共に、島根県地域防災計画の見直しを急ぐこと。
- 2. 中国電力株式会社に対して安全対策と正確な情報開示の徹底を求めること。
- 3. モニタリングポストの設置を拡大し、放射能情報を地域住民が共有できるようにすること。
- 4. 市町村が取り組む原子力防災対策に対し財政支援を行うこと。
- 5. 原子力発電所の稼働にあたっては、県民の十分な理解が得られるよう慎重 に判断すること。
- 6. 自然エネルギー活用の積極的推進を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年6月24日